

Landstände の形成と領邦国家の發展

中 村 賢 二 郎

一

ドイツの領邦国家において絶対主義が確立するのは、一般に三十年戦争の終結期、十七世紀中葉のことである。その頃に至つて Landtag はたとえなお存続しているとはいへ、「最早租税承認とさせて価値のない職務を司どる機械以外の何物でもなくなり」^①、ランドスヘルはほぼ無制約的な権力を行使し得ることになつたのであつた。これに対し、中世末期「adagio」に出席すべき諸身分、即ち Landstände^② の権利が確立してより十七世紀中葉に至る間は Landstände が多かれ少なかれランドスヘル権力を制約しており、それ故にこの期間の、ドイツ史家の所謂身分国家 (Standestaat) 期の領邦国家はしばしば二元的 (dualistisch) な国家形態であると規定されて来た。例えばラハファールは、「ランドスヘルと Landstände とはより高次の、そして有機的な統一体日まで結合されていないところの、互に相対的に独立した国家法並びに国家権力の担い手として

対立している」として、「国家人格の一体性と不可分割の完成、ランドスヘルと国民代表の権能の有機的結合」を本質とする近代国家に對比し、国家権力の二元的所在によつて身分国家を特徴づけている。^③ かような特徴づけは、身分国家においては国家権力がランドスヘルに集中されず、Landstände がその分有者であつたところから、一応認め得るであらう。しかしながら封建国家より絶対主義国家に移行する間の過程的国家形態であり、やがてはランドスヘルの絶対的権力の確立に終る身分国家における本質的な問題は、かように単に形式的な規定をなすことではなく、ランドスヘルと Landstände が「相対的に独立し」つつも、両者が権力関係において如何にあり、また如何に推移したかを明らかにするところにあるといわねばならない。

ところでランドスヘルと Landstände の権力関係については、ドイツの Landstände 研究者の間に全く対極的といひ得るまでに相違

した見解がなされて来ている。即ち Landstände についてその後の修正、駁論の対象となる見解を立てたギールケ、またその成立の契機の問題に関しては彼の反駁者となるペローは何れも、レンデスヘルと Landstände とは同権的 (gleichberechtig) であつたとしてゐるに對して、ランフェール、シュペンゲンベルク等はランデスヘル權力の完全な優位について語つてゐる。しかしかかる相違の可能であつた所以は、実は彼等が同一時代の領邦國家について論じてゐるのではなく、彼等が互に相異なる時点を以て Landstände の成立期とし、それよりして彼等が時代を異にした領邦國家を対象として見解を立ててゐることにあつたといひ得る。即ち前二者は一般に十四世紀の頃を以て Landstände の成立期としてゐるに對して、後二者は十五・六世紀の頃をその成立期と見做してゐるのである。Landstände の成立期に対する見解が、か程の隔りを示してゐるならば、彼等が身分國家期とする領邦國家に対する見解が、對極的なまでの相違を来すとしても訝しむに足りないであらう。

しかし一見自明であるが如き Landstände の成立期について何故に、か程の対立がなされ得たのであらうか。そこに一つの問題が伏在しているといわねばならないが、それは Landstände の形成發展が極めて序々に行なわれつつ、しかもその發展上においてエポックメイキングな二時期が存したが故に外ならない。従つて Landstände

Landstände の形成と領邦國家の發展 (中村)

に對する規定を異にするならば、その成立期も異ならざるを得ず、しかもその二時期を境としてレンデスヘルと Landstände の權力關係が著しく變化してゐるところより、身分國家期の領邦國家に對する對極的な見解が打ち出され得たのであつた。従つてギールケよりシュペンゲンベルクに至る研究の跡を追い、その争点を辿るならば、Landstände の發展の事情とともに、領邦國家の發展上の二時期をも明らかにする所以となるであらう。ただこれらの史家の傾向が著しく法制史的乃至は政治的に偏つてゐるところから、この二時期の政治的變化を社会的發展と關聯づけて明らかにすることはそれによつては望み得べくもない。また現在の私はそれについて補うべきものを著して持たない。私は以下において、まず彼等が夫々身分國家とする時期の領邦國家におけるランデスヘルと Landstände の權力關係に對する見解の相違を、次いでそのような相違を来たしめた根拠をなすところの Landstände 成立の基因に對する彼等の見解の相違について述べ、最後に以上によつて明らかにされ得るであらう領邦國家の政治的發展上の二時期における變化について若干の考察を加えてみたい。

- ① F. Raabhal, Der deutsche Ständestat in Deutschland-Jahrh. f. Gesetzelgeil. S. 209ff. G. v. Below, Territorium und Stadt. 1. Aufl.

- ② F. Raachahl, a. a. O., S. 216.
- ③ Landständeの構成は一般には騎士・僧侶・市民の三身分よりなるが、その何れかを欠き、またその他にHerrenstand, 農民身分の加わつた場合もある。その構成の詳細については Below, a. a. O., s. 68ff. 簡單には F. Hahling, Deutsche Verfassungsgeschichte vom 15. Jahrhundert bis zur Gegenwart, S. 92f. を参照。なお南独諸領邦に於て農民身分が Landständeを構成し得たのは、スイスの影響並びに彼等が Landesvertretungに参加したことが与へるもの大である。I. v. Ebergrenth, Die Anfänge der Landstände, H. Z. Bd. 78, S. 432.
- ④ Raachahl, Alte und neue Landesvertretung in Deutschland, Jahrb. f. Gesetzgeb. 1909, S. 114. また、ローの同様の規定については Below, a. a. O., s. 129 参照。
- ⑤ O. Gierke, Das deutsche Genossenschaftsrecht, Bd. I, S. 543 ff. Below, a. a. O., S. 58.
- ⑥ Raachahl, a. a. O., S. 96ff. II. Spangenberg, Vom Lehenstat bis zum Ständestat, S. 153. ランデンフェールの Landständeの成立期に対する見解はシムンゲンムルクの見解とやゝ相違してゐるが、後者が前者の基本的見解を継承しつつ具体的に史実を追求して、十五・六世紀をその成立期と確定してゐるところから、こゝでは一応両者を同一群に属するものとした。

II

先に述べた如く身分國家はドイツではしばしば國家權力の二元的所在によつて特徴づけられるが、そのような規定を最初に行い、後に一般的に用いられる端を開いたのは法制史家たるギールケであつた。しかし彼にあつては更にランデスヘルと Landständeとは同権的であつたとされてゐるのである。今彼がそれについて述べる所を要約するならば、Landständeは Landrats であり、従つて諸侯の支配權 (Herrschaftsrecht) に服してゐた。しかしながら諸侯の支配權は或は伝統により、或は明記された契約、自由特許狀、保証狀 (Reserve) 等によつて規定された両者の權利義務關係に立脚し、従つて諸侯が彼等の權利を侵害するを否や、そこにおいて彼等の義務は終りを告げる。彼等は權利侵害に対しては武力抵抗をなし、或は新たな主君を選び元の主君より離反する自由を持つ。また彼等は独立的な政治勢力と同様にランデスヘルと戦争し、交渉を行い、契約を締結得た。更に自由意志的結合團體たる彼等は、自己のイニシアチブによつて集會し、Einung 及び同盟を結ぶ權利を當然の屬性として所有する。のみならずまた自己の官吏を備へ、軍隊を備へ、自己の費用を支弁すべき金庫たる Landeskasse を設けてゐた。かくの如き Landstände は正しく、「Herrschaft に対立し、自己の權利に立脚するところの、且つまた Herrschaft から獨立した團體であり、彼等がランデスヘルと並立して (neben dem Landesherr) 國

事に活動しようとする、或はランデスヘルとを一つ (mit dem Landesherren) 固事に活動しようとする何れの場合にあつても、同権的要素、しばしば真の且つ本来的な共同統治者 (Mitregent) であつた」のである。

かようにギールケによれば、Landstände は自由意志的結合に基礎を持つ団体であり、且つランデスヘルと対等な国家権力の担い手であつたのみならず、対等な権力関係を貫徹し得たのであつた。次章に述べる如く Landstände 成立の契機に関しては、ギールケと見解を異にし、その論駁者として立ち現れるペローも、身分国家期のランデスヘルと Landstände の関係について述べるところは、ギールケと殆んど異ならない。彼もまた Landstände がランデスヘルに対抗的な勢力であつた事実を、身分国家の二元的と呼ぶべき所以として叙述しているのである。

これに対してラハファール、特にシュバンゲンベルクの見解は著しく異つてゐる、というより前二者とは正しく対照的な見解を示している。ランデスヘルと Landstände とを同権的とするギールケの見解の根柢には Landstände を自由意志による結合団体と見做す見解がひそんでゐることは先にも触れた如くであるが、ラハファール、シュバンゲンベルクは Landstände が自由意志的結合団体 (gewillkürte Genossenschaft) であることを否定し、むしろそれはランデス

Landstände の形成と領邦国家の發展 (中村)

ヘルによつて強制的に作られた団体 (Zwangsgenossenschaft) であつたとする。即ちランデスヘルは財政上の必要から何よりも租税承認機關として、従つて「その権力的、法的地位の隅の首石」たる租税承認権を附与してラント内の一定の住民層にラント代表の資格を認め、Landstände を制度的に確立したのであり、その成立はランデスヘル権力の伸張の結果であつた。従つてランデスヘルと Landstände とは同権的であらう筈はない。Landstände は一般にギールケ、ペローの如きが如き自己のイニシアティヴによる集会権を持たない。たとえそれを持つ場合とてもそれは既に死文化して行使されるに至つていない。またランデスヘルは次第に彼等の租税承認権をすら無視して彼等の同意を得ることなく徴税することも稀ではなくなり、更にランデスヘルは立法の分野でも彼等を参与せしめてゐるが、それは地域的特殊性、特権を排除して全ラントに中央集権的、統一的司法、行政を行なわんことを目的としたものであつた。ラハファールはなお Landstände の享受した広範な独立の特権を強調しはするが、シュバンゲンベルクにあつては、身分国家とは既に絶対主義的傾斜の進行しつつある国家形態に外ならないとされているのである。

この両者の見解はその後ハルトウクによつてもその大体において承認され継承されてゐる。彼もまたこの時期の決定的要素がラン

デスヘルであり、Landständeは出来る限りにおいて新たな負担を防止し、ランデスヘルの官吏の越権行為を訴える等その既得権利を維持擁護し、また内政外交においてランデスヘルの政策を制約し、それに或る程度の影響を与え得たにすぎた。従つて少數の領邦國家において Landständeの成立後一時ギールケのいうが如き同権的状态が現出したとしても、それは「反動的形成物 (Reaktion)」に外ならぬのであつたと述べてゐる。

- ① Glorke, a. a. O., S. 564ff.
- ② Below, a. a. O., S. 129.
- ③ Raetfahl, a. a. O., S. 100. Spangenberg, a. a. O., S.
- ④ Raetfahl, a. a. O., S. 100. Spangenberg, a. a. O., S. 191.
- ⑤ Raetfahl, a. a. O., S. Spangenberg, a. a. O., S. 137f.
- ⑥ Raetfahl, a. a. O., S. 115ff.
- ⑦ Spangenberg, a. a. O., S. 192f.
- ⑧ Hartung, a. a. O., S. 78f.

三

右に略述紹介した如く、身分國家期の領邦國家について、ギールケ、ヘローはその権力の大であつたことを述べ、ラハファール以下の史家はランデスヘル権力の優越を認めるのであるが、このような相違の生じた所以は、豫め指摘した如く、彼等の間において身分國家、従つて Landständeの成立期に対する見解がそれぞれにおいて

異つてゐることによる。そしてまたそれは何を以て Landständeの成立のメルクマイルとし、且つその成立の契機を如何なる事情に求めるかとの問題に対する見解の相違に必然的に繋つてゐるのであらう。従つて我々は次にこの点に關する彼等の差違を明らかにしたい。

ギールケが Landstände 成立の契機と見做したのは、ランデスヘルによる権利侵害に対して、乃至は自己の權益の擁護のために Stände が結成したところの Einung である。即ち「Stände は差し当りは例えは租税要求、自由の侵害、新たな主君の即位、ラントの分割或は拡張の如き機会から結ばれ、大抵一定の期間と特定の目的に限定されていたが、やがて『世襲的・永久的 (erblich und ewig)』に、且つ一般的目的を以て作られた。これらすべての Einung は、時にはランデスヘルによつて豫め Einungsrecht を承認されて、或は後から保証を受けて、時には賛意の表示を与えられて、しかし多くの場合彼に対する反抗と戦によつてそれを貫徹せしめて、法の維持を最大の目的とした」^①ものであつた。そしてその目的を達成するために、Einung はその成員間の争、及び成員とランデスヘル間の争に際しては調停裁判を担当したが、権利侵害者にして不正を撤回しない場合には成員に対してのみならずランデスヘルに対しても、一致団結しての武力的抵抗、更には離反と他の諸侯への服属をも辞さないことを誓約していた。^②

今ギールケが各テリトリウムにおける *Einung* について具体的に叙述しているうちより、バイエルンを例にとるならば、十三世紀中葉以来分裂した上下両バイエルンの何れにおいても、十四世紀初頭に *Einung* 結成の端が發している。即ち一三〇二年家臣達は彼等になされた租税要求に対して、それを承認するとともに、ランデスヘルに対して今後彼等の同意を得ずして徴税せざることを誓約せしめ、自らは *Einung* を結成して対抗の勢を備えた。次いで一三〇七年ランデスヘルが貨幣悪鑄によつて財政上の窮迫を打開しようとの挙に出た時、都市と僧侶が貴族と *Einung* をなし、ミュンヘンとインゴルシュタットの造幣局を彼等に譲渡せしめた。以来貴族と都市は *Einung* を保持したが、僧侶はその世紀末に至つて彼等の *Einung* に加入した。一方下バイエルンにおいても一三一一年租税要求を機に貴族、僧侶、市民が団結し、租税承認の代償として、下級裁判権の譲渡を約した特許状を得るとともに、今後ランデスヘルからなされるべき権利侵害に対して共同の武力抵抗、最悪の事態に際しては他の主君への離反を互に誓約して結成した *Einung* を認めしめた。これはその後解かれたが、しかし一三四七年新主君の即位の機に更めて貴族と都市が《世襲的・永久的》*Einung* を結成し、ランデスヘルに承認せしめ、一三九四年には僧侶が権利侵害を蒙つたことからそれに加え、かくして三身分の *Einung* が完成されたのであつた。^③

Landstände の形成と領邦國家の發展（中村）

このバイエルンにおける如くすべてのテリトリウムで《世襲的・永久的》*Einung* が結成されたわけではなく、むしろ必要に際してその時々 *Einung* が結成された場合が多かつた。^④「しかしながら發展が如何ように形成されたとしても、すべての処でその結果はドイツ法的な団体、即ち *Stände* ——十六世紀に至るまで自由な結合の思想に基き、且つ各成員の全体への服属は彼等の自由な意志によるものであつたが、一方団体によつて獲得され、個々の成員はその部分としてのみ参与した一聯の重要な権利が同盟を結合せしめていたところの、*Stände* なる団体の定礎であつた。」^⑤

かようにギールケが諸身分の *Einung* に *Landstände* の定礎たる意義を与えているに對し、ヘローは *Landstände* 成立の時期及びその権能に關してはギールケとほぼ同一の見解を示しながら、*Landstände* 成立に對する *Einung* の意義に關しては否定的な所説をなしている。^⑥彼によれば、「*Einung* なるものは一定の目的を達成するための有利な手段であつたに過ぎず、それによつて *Stände* の勢力が高まりはしたが、^⑦しかしそれは「*Landstände* の制度乃至はその特殊な組織を基礎つけたものではなかつた」。而して「その基礎を与えたのは、常にそれとは別個の領域的結合(*der territoriale Verband*)であつた」^⑧。かくして *Landstände* 成立の基礎は、彼によるならば、テリトリウムが帝國から獨立化するに従ひ強化されるランデスヘル

とラント民との結合のうちに存する。次いで Landstände 成立のために直接的契機となつたものは、ランデスヘルが帝國に対する自己の独立的地位を強化するために臣下に要求し給附された租税、軍事奉仕、或は長子相続制の缺如からこの頃に瀕殆した王位継承争、また空位に際して或る王位継承権主張者に臣下が与えた支援であつた。ランデスヘルはこれらの給付、支援に対しては国政への参与権を承認するの譲歩を以て報いねばならず、かくて Landstände を「ラントの重要な統治問題に關してランデスヘルが同意を得る義務を負う」諸身分との規定に立てば、その制度はここに確立したといひ得るとされるのである。^⑩

ところでラハフェール、シュメンゲンベルクによるならば、Stände が Einung を通じて自己の權利を擁護乃至は拡大し、ランデスヘルに對抗したにしろ、またペローの個々の社会的、軍事的、政治的契機が Stände に国政参与への道を開いたにしろ、それらを以て未だ Landstände の制度的確立とはなされ得ない。彼等両者は何れも「ラント代表のための恒久的な制度的機關 (Verfassungsinstitut) としての Landtag の存在が証明し得る時」^⑪以後、かくて「Landtag が回数多く乃至は定期的に召集される」ことになつて以後に始めて Landstände について語り得ると限定し、十四世紀中における Landstände の存在を否定する。Einung は「それが Landtag くの

出席有資格者の範囲の限定に対して標準となるの役割を果した限りに於いて、Landstände の形成に影響を与えるところがあつた」との意義を認め得るが、それはペローが直接的契機としてあげる諸事件とともに本来「Landstände の前史」に属するといふべきである。のみならずランデスヘルは自らのイニシアティヴによつて集合し得、且つ彼に対する対抗組織であるこれらの Einung を打破し、Einungsrecht を奪取して後に始めて Landstände を組織し得たのであり、事実十四世紀末より十五世紀の六十年代にかけランデスヘル權力の伸張を前にしてしばしば結成された Einung を打ち破つたのであつた。

では Landstände の成立のための最も根柢的な原因は何に求められているかというに、それは Landesvolk 確立への努力であつたとされる。^⑫即ちランデスヘルは十四世紀後半より十五世紀初頭にかけて、公的權利の譲渡・分割を可能とする従来の封建的原理に對立するところの、國家權力を不可分割にして統一的權力と見做すローマ法を援用し、火器の發明による戰術的變化、傭兵軍の使用、また Stände の間における利害の不一致と相互の嫉視反目等の諸条件を利用して、Stände の特權、獨立性を圧迫し、弱体化したランデスヘル權力を回復したのであつたが、かような Landesvolk 確立への努力は司法、行政の中央集權的組織、軍制面における火器と傭兵

の使用等多大の出費を要する改革を伴つた。従つてそれに堪え得る財政上の改革が何にもまして緊急に迫られることとなつた。しかるに当時のランデスヘルは主として直領地よりの地代収入と Stände によつて承認された少数の場合、一般に戦争、ランデスヘルが捕虜となつて身代金の必要の時、或は公息の元服と公女の結婚に際してのみ、豫め確定された、或はその時々 Stände によつて定められる額の租税徴収とからなつており、それらを以て不足の場合には、裁判権、関税権、貨幣鑄造権等の国家的諸権利の譲渡売却の手段に訴えられていた。かかる財政補足手段は Landeshoheit の確立を期するランデスヘルとしては最も堪え難いと云ふべきであり、しかもランデスヘル権力の伸張によつて Stände は租税を拒否する力を減じていた。ここにランデスヘルは次第に回数多く乃至は定期的に Landtag を召集し、租税の承認を求めることとなつたが、かゝつて Landtag が恒久的な制度となるや否や、Landstände の制度が完成されたのである。^⑤

シユムンゲンベルクは Landstände 成立の事情を大要右の如く述べて、その成立期を確定する方途として、「一般租税 (allgemeine Steuer) が最初 Landtag によつて承認された時代が普通我々に Landstände 制度の成立に対する始期を暗示する」とし、それが一般に十五・六世紀の間であつたことと各テリトリウムについて検証

したのであつた。^⑥

- ① Gierke, a. a. O., S. 542.
- ② Gierke, a. a. O., S. 542f.
- ③ Gierke, a. a. O., S. 543f. Spangenberg, a. a. O., S. 49ff. 100f.
- ④ 各テリトリウムにおける Einung のついでに叙述の「世襲的『永久的』Einung のついでに Gierke, a. a. O., S. 543ff. 一世の Einung のついでに S. 555ff. を参照。また Einung 一般のついでに Spangenberg, a. a. O., S. 75ff. Gierke, a. a. O., S. 562.
- ⑤ キールケの Einungswesen とは加入者の自由なる意志に基礎を持つ団体一般を意味し、従つてここに問題として Stände の Einung のみではなく、キルマ、ツント、騎士同盟、都市同盟等も含まれてゐる。そしてキールケはこれらの Einungswesen 一般に封建制度を打破する役割を果したとの意義を与へてゐるのであるが (Gierke, a. a. O., S. 153f., 155, 502, 509) キールケに対する批判は単に Einung と Landstände の成立に關してのキールケの所説に對してのみではなく、彼の Einungstheorie 全般に及ぶのである。それについては Below, Der deutsche Staat des Mittelalters, S. 261ff. を参照。
- ⑥ Below, Territorium und Stadt, 2 Aufl., S. 59, Anm. 2. Einung の評價についてはノルマダー、ロー、同見解である。R. Schröder, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 4 Aufl.

S. 616.

- ⑧ Below, a. a. O., S. 106f.
- ⑨ Below, a. a. O., S. 59ff.
- ⑩ Raachahl, a. a. O., S. 92.
- ⑪ Spangenberg, a. a. O., S. 151.
- ⑫ Raachahl, a. a. O., S. 92. Spangenberg, a. a. O., S. 115f.
- ⑬ Spangenberg, a. a. O., S. 116ff.
- ⑭ Spangenberg, a. a. O., S. 140.
- ⑮ シュンペンベルクに於ては Landtag によつて最初に一般租税が承認されたのは、マクデブルクでは一四〇〇年、オーストリアでは恐らく一四〇二年、オスナブリュックでは一四二五年、ティロル及びヴェルテンベルクでは十五世紀前半中、その他マルクでは一四八六年、ハッセンでは一五〇四年等々であつたといふ。Spangenberg, a. a. O., s. 152f.

四

さて以上において我々はギールケ、ペロー、ラハフアール、シュンペンベルク等の身分國家期の領邦國家に対する見解、及び Landstände 成立に対する見解を概略述べ來つたのであるが、それによつてたとえ Landstände 成立の契機に対しては対立を含まつた見解、ランドネスヘルと Landstände の権力関係を同権的とするギールケ、ペローと、他方ランドネスヘル権力の優越を認めるラハフアール、シュンペンベルクの對極的なまでの見解の相違は、事實認識

の確、不確の問題であるよりも、Landstände に対する規定の相違、それよりする Landstände の成立期に対する見解の相違に由來することが明らかとなつたであらう。そして我々が「回数多く乃至は定期的」Landtag が召集されて以後」にのみ Landstände の存在を限定するならば、その成立期は十五世紀以後としなければならぬことは、既にエーベングロイトも確定してゐるといふのであるが、しかしまたペローの如く Landstände を「landstägig なものよりなり、且つランドネスヘルがラントの重要な統治問題に關し同意を得べき義務を負ふ」諸身分とのみに規定するならば、その存在は十四世紀にまで溯り得る。事情かくの如くであるならば、Landstände の存在は必ずしも十五・六世紀以降にのみ限定する必要はあるまい。むしろ Landstände と呼び得るか否かとの問題とは別個に、Stände の勢力が十四世紀の頃に著しく高まり、彼等が「回数多く乃至は定期的」Landtag に召集されるに至つた十五・六世紀の頃にはランドネスヘルの支配権下に服し、次第にその勢力を減じつつあつたとの、Stände の勢力の、従つてまた彼等と対立するランドネスヘル権力の消長の事實への認識がより重要であるといえよう。そして身分國家期におけるランドネスヘル権力の優越を説くラハフアール、シュンペンベルク等の見解が明らかに十五・六世紀についてのものであるに對し、兩者を同権的とするギールケ、ペローの見解は十四世紀に照応するも

のとして受け取られ得る。両見解は矛盾することなく、互に時代を異にした領邦国家に対して夫々が適當するものといえる。

ところでかような十四世紀における *Stände* の勢力の増大、また十五・六世紀における彼等のランデスヘル権力への服属は夫々如何にして生起したのであろうか。この問題については右の諸家のうちシュバンゲンベルクを除いては殆んど何らの考察も払つてはおらず、また彼の所説とて充全となし難い。またそれを明らかにするためには未だ開拓されているところ少ないテリトリウムの社会経済的發展、それと關聯してのランデスヘルの財政の發展に関する研究の進捗に俟たねばならない。しかし十四世紀における *Stände* の勢力増大についてシュバンゲンベルクが「ベーデ協定」の意義を強調していることは注目されるべき考察であらう。

前記するところあつた如く、十四世紀においてはランデスヘルは一般に戦争、ランデスヘルの捕虜となり身代金の必要な場合、公息の元服、公女の結婚に際して以外には徴収し得なかつたが、それは十三世紀末より十四世紀初頭にかけて殆んどのテリトリウムで結ばれた「ベーデ協定」によるものであつた。そしてそれに至る事情は凡そ次の如くである。

十一、三世紀のテリトリウムには租税として、*exactiones violentas, quas precarias vocant*、*petitio exactoria*、或は *violenta*、

Landstände の形成と領邦國家の發展 (中村)

Wangskode と呼ばれた臨時租税があり、ランデスヘルは必要に際して隨時それを徴収し得る権限を持つていたが、ランデスヘルは所領、役職、諸權利を知行として与え、また多数の贈与、負担免除 (*Exemption*) をなしたためにその収入が減少する一方、中央並びに地方行政組織の拡大、戦争等によつて支出は膨脹し、次第に臨時租税を徴収する瀬度を加えつつあつた。それに対して *Stände* はランデスヘルの負債償却のために一回限りの高額の租税給付を条件に將來彼等の同意を得ずして徴税せざること、その約に違反した場合の彼等の反抗権を認めること等を記した特許状を獲得したのであつた。

かかる「租税協定」をなした後のランデスヘルの財政はますます窮乏の度を加え、それを切り抜けるために、*Stände* の特別の好意による租税給付に訴えねばならなかつたが、それはしばしば裁判權、貨幣鑄造權、関稅權等夫々が収入源たる國家的諸權利の譲渡なる代償を伴つた。勿論財政窮乏の度には各テリトリウムによつて差があり、かかる權利の譲渡も西部のテリトリウムでは比較的少なく、東方のテリトリウムになるに従ひ多量に上つたとの相違はあるが、それは各テリトリウムを通じて共通の現象であつた。十三世紀中ランデスヘルは或は購入、結婚政策によつて、或は十字軍、フューデ等による家系断絶の結果行なわれた封の復歸 (*Heimfall*) によつて、或はまた武力的奪取によつて旧來の世襲貴族の封土を手中にし、その

支配権を拡大強化したのであるが、^①十三世紀末よりランデスヘルと家臣との封建關係が弛緩する一方において、^②Stände がランデスヘルの財政難を利用しつつ、国家的諸權利を獲得したのである。かくして広範な特権を掌握し得た彼等は、その權利を擁護するためにランデスヘルに対立し、弱体化したランデスヘルは彼等に対する依存度を高めたのであった。

① エーベンゲロイトは主としてオーネストリアにおける Stände の國政参与の歴史を辿り、彼自身はハローと同規定下立つて Landstände の成立をより旧く時代に見つゝ、Landtag が持続的制度となつたのは、オーネストリアでは十五世紀初頭以後、ややつてスイエラン、ユーリヒでも同様の發展が見られることを確定してゐる。Ehngentz, a. a. O., S. 453.

② Spangenberg, a. a. O., S. 45. など他で租税としては、貴族、騎士等軍役勤務者は免除 (Befreiung) されつつは Bedek, petitio, ptearia, collecta, exacto) なる定期的固定租税も存したが、それは多く土地負担に転化し、その徴収権は領主に所屬するに至つた。Schüder, a. a. O., S. 612. Below, Vom Mittelalter zur Neuzeit, S. 108.

③ Spangenberg, a. a. O., S. 45ff.

④ オスト・ヘルムのグーツヘルシャントの権力的基礎である裁判権はこの時代に獲得せられたのである。Below, Der Osten und der Westen Deutschlands (in: Territorium und Stadt.

1. Aufl. S. 11f. フランケンブルク公は十三世紀には五万マルクの年収を得ていたに對し、一三七五年頃の Landbuch によれば、六五〇〇 Schock (臨時租税、裁判権、權利讓渡、知行關係に基く収入を除外し) に低下し、また Mittelmark の約四六〇の共同体の中、三一二のみ裁判権を所有するに過ぎなかつた。その他の事實については Spangenberg, Landesherrliche Verwaltung, Feudalismus und Ständtum in den deutschen Territorien des 13. bis 15. Jahrhunderts, H. 7., Bd. 103, S. 509ff. を参照。

⑤ Spangenberg, a. a. O., S. 477. Ders., Vom Lehenstat, S. 16. Below, Territorium und Stadt, 2. Aufl., S. 171.

⑥ 騎士は次第に封の分割讓渡、封の復歸、従軍義務に關するエーレン法の諸原則を弱体化し、また宮廷伺候の義務を無意味なものとした。Spangenberg, Landesherrliche Verwaltung, S. 485. Ders., Vom Lehenstat, S. 33.

かゝる十四世紀が封建關係の弛緩、國家的諸權利の獲得によつて Stände の勢力の増力した時代でもつたのに対して、その世紀後半より、ランデスヘルがその權力を再び拡大し、Stände をその下に服屬せしめつつ、やがて Landtag を持続的な制度機關として、従前の如く國家的諸權利の代償なくして、Stände に租税承認を求め得るに至つたのは如何なる事情の変化によるものであつたらうか。かかる Landeshoheit の確立を可能ならしめた条件としてシエメンゲ

ンペルクが述べているところは、不可分割、不可譲渡の公的権力なる新たな国家理念の形成に導いたローマ法の導入、火器の發明による戰術的变化、傭兵の使用、Ständeの間における利害の不一致と相互の反目嫉視等であつたが、それらはこの發展を解き明すに充分ではない。むしろリュトゲが指摘する如く、十四世紀中等より顯著となつた農業危機、農村の荒廢 (Wüstung) の作用がより根底的な問題として注目されねばならないのではないだろうか。それによつて惹起された地代収入の著しい低下は小領主層を貧窮化し没落せしめ、同じく地代収入に依存するところ大きいとはいへ、なお非領主的収入源、即ち租税その他の Regalia を持つランデスヘルをして他の領主層に相対的に優越せしめた事情が、ランデスヘルの Stände に対する支配権の拡大に極めて有利な条件を与えたことが考えられる。しかしこの問題に關してはリュトゲの叙述自体が單なる示唆以上に出でるものではなく、従つて具体的な説明はなお今後の問題として残されているといわねばならないであらう。

① F. Lütge, Das 14/15. Jahrhundert in der Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Jahrb. f. Nationalök. u. Statistik, Bd. 162, S. 204ff.

執筆者紹介

小池 洋一	高取 正男	岡部 健彦	楠 瀨 勝	中島 健一	中村賢二郎	坪井 清足	宮川 尚志	三 吉 希	小葉田 淳
洛北高校教諭	京都大学大学院特別研究生	奈良女子大学講師	京都大学大学院特別研究生	早稲田大学助教授	神戸大学助手	京都大学大学院学生	岡山大学助教	京都大学助手	京都大学教授